

令和8年
(2026)
12/25
施行



教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

子ども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point
1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、
性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point
2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、
配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。

※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point
3

制度開始後のトラブル防止のため、**制度開始前から、採用選考の際 誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認**してください。

子ども性暴力防止法とは？

性暴力は、子どもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。子ども性暴力防止法では、対象事業者に対して、**従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。**

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象

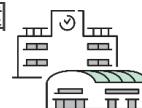


認定対象



対象事業

- 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- 認可保育所、認定こども園
- 児童養護施設
- 障害児施設 など



- 認可外保育施設
- 一時預かり、病児保育
- 放課後児童クラブ
- 学習塾、スポーツクラブ など

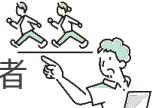


対象業務

- 教員、部活動指導員
- 保育士
- 児童指導員
- 児童発達支援管理責任者 など



- 保育従事者
- 子育て支援員研修等受講者
- 放課後児童支援員
- 塾講師、指導員 など



今後、皆さんにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

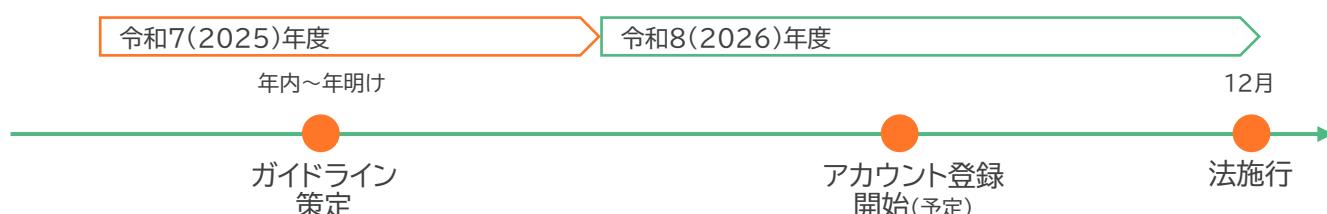
- ・ 安全確保措置 ・・・ 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- ・ 犯罪事実確認 ・・・ 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・ 防止措置 ・・・ 性暴力のおそれがあると判断される場合の子どもの接触回避策 等
- ・ 情報管理措置 ・・・ 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと

採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと

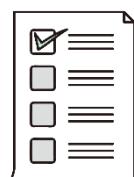
等の対応を、**制度開始前のいまから**事前にやっておくことが重要です。



いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

子どもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いすることになります。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

子ども性暴力防止法の詳細については、
子ども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索

